資料１

前橋市総合福祉会館及び前橋市第四コミュニティセンター
ＥＳＣＯ事業必須更新設備仕様書

１　必須更新設備

下記事項については、次の（１）から（７）までを必ず改修及び更新する設備とすること。

これらを満たさない場合、その程度によっては失格とする場合がある。各設備の簡単な仕様等については「資料２　前橋市総合福祉会及び前橋市第四コミュニティセンターＥＳＣＯ事業　導入可能性調査報告書　１設備状況調査」を参照すること。しかし、当資料に記載のない部分については当仕様書に記載している。

（１）セントラル空調設備（一次側）

Ａ　設備

(a) ガス焚吸収式冷温水発生機　１台

(b) 氷蓄熱ユニット　１台

(c) 冷却塔　１台

(d) 冷却水ポンプ　１台

(e) 冷温水ポンプ　２台

Ｂ　改修方針

セントラル空調設備（一次側）に限らず、検討が可能であれば、その他方式の熱源も設置可能。冷却塔を使用しない方式にて改修する場合は、改修により不要となる既存設備の撤去を行うこと。

（２）個別空調

Ａ　設備

(a) パッケージエアコン　６台

地下１階（２台）、１階（３台）、３階（１台）

(b) マルチエアコン　８台

１階（３台（２階窯室含む））、３階（５台）

Ｂ　改修方針

現状の機器と比較し、省エネ効率の高いものに改修すること。

（３）照明設備

Ａ　設備

別紙「前橋市総合福祉会及び前橋市第四コミュニティセンター内蛍光灯及び非常電源位置図」のとおり。

Ｂ　改修方針

(a) 改修は器具ごと更新することとし、直管ＬＥＤへの更新は認めない。

(b) 安定器を含む旧照明器具の撤去を行う。

(c) 現状ＬＥＤ化されている照明も改修の対象とし、館内のダウンライト、非常照明を含む。

なお、非常照明を改修する際は、法令に則った照度、点灯時間を確保できる機器とする。

(d) 誘導灯設備及び舞台照明（調光盤含む）も必須更新対象とする。

（4）空調２次ポンプ

A　設備

(a) 冷温水二次ポンプ　３台

(b) 温水二次ポンプ　３台

(c) 温水二次ポンプ　２台　（床暖用）

B　改修方針

熱源設備に空調ポンプが内蔵されているものであれば、改修から除外できる。その場合は、既存設備を撤去すること。

（5）ボイラー設備

A　設備

(a) 真空式温水器（２回路横型）　２台

(b) 温水一次ポンプ　２台

B　改修方針

ボイラーの用途は各階の給湯室の給湯、水治療法室床暖、空調、水温上昇、児童館床暖である。ボイラー設備は原則更新対象とするが、同等以上の機能を有する代替え設備を導入し、当該設備が不要となる場合は更新を要しない。なお更新により不要となった設備は撤去すること。

（6）温水配管

A　内容

(a) 更新範囲（弁、継手、計器類含む）

温水配管２次側配管（エアハン系統、床暖系統、ろ過昇温系統）

ア）エアハン系統：水治療法室エアハン

イ）床暖系統：水治療法室、訓練室、児童館、健康増進室

※対象は温水ヘッダーから床暖ヘッダー間とする。

ウ）ろ過昇温系統：プールろ過装置

(b) 管種

配管用炭素鋼鋼管　SGP白ねじ無し

B　改修方針

改修により不要となる既存配管の撤去を行うこと。

（7）中央監視装置　１式

２　更新希望設備

下記事項については、改修・更新対象とすることを希望する事項であり、必ず対象とすることは

要しないが、実施される場合は加点要素となる。

（1）空調ポンプのインバーター化

（2）外調機

（3）照明の人感センサー方式の導入

3　その他

（1）既存機器の撤去・処分費用は工事費に含めること。

（2）現状とは別の場所に機器を設置する計画である場合も、既存機器については原則として、撤去すること。ただし、既存設備の状態や更新機器の設置方法等をふまえ、当該設備の利用計画や経済性・合理性が明確かつ有効であれば、必須更新設備の一部について継続使用したり、予備機として存置することも可とする。その場合は、当該設備の利用計画や経済性・合理性について明確にすること。

（3）会館敷地外への設備の設置は認めない。一部配管のルートとして使用することは認めるが、市民の利用に支障がないようにすること。